

東大阪市教育委員会令和4年4月定例会

1 日時 令和4年4月18日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後3時02分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	古川聖登
教育長職務代理者	堤晶子
委員	山中雅仁
委員	秦卓宏
委員	田中宏一

(出席説明員)

教育次長	北林康男
教育次長	森田好一
社会教育部長	望月督司
学校教育推進室長	中渕一博
教育政策室長	西田幸史
小中一貫教育推進室長	西野要
社会教育部次長	山口昌宏

(出席補助説明員)

学校教育推進室次長	吉本博明
教職員課長	澄伸次郎
高等学校課主幹	芦田じゅん

4 議事

【古川教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和4年4月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、山中委員にお願いいたします。

まず冒頭に、私より一言御挨拶をさせていただきたく存じます。4月から教育長を拝命しました古川聖登と申します。大変な重責に身の引き締まる思いですが、東大阪市の子どもたちの健やかな成長と幸福のため、市民の生き生きとした学びのため、全力を尽くしてまいります。教育委員の皆様のお力添えをいただきまして、より生き生きとした教育委員会にしていきたいと思います。教育委員会制度は、我が国の民主主義の根幹です。私は、この活性化こそが、社会がより元気になる鍵であると考えます。まずは、この私たちの教育委員会定例会から、改革を進めてまいりたいので、御協力をお願いいたします。ぜひ、皆様の日頃の、お考えを聞かせてください。

また、この会を通じて、市民の皆様に、信頼が得られるよう、しっかりと情報発信をしていきたいと考えています。さて、新学期が始まり、本来であれば、中学校の完全学校給食の完成をお祝いをする時期ではございましたが、御案内のとおり、小学校の約半数の学校で予定していた学校給食が開始できない状態となったことは誠に残念です。この後詳しく御説明いたしますが、教育委員会として、適切な業者による、1日も早い実施ができるよう最善の努力をしております。

令和4年度は、これまで準備されてきた様々な施策が実施されます。A Iドリルの導入、体育館空調の整備の開始、多文化共生のための東大阪市カラフルコミュニケーションの開始、ドリーム21のプラネタリウム30年振りの更新など、学校園や市民のための施策が開始されます。

最後に、就任の当初にあたりまして、私の教育に関する考え、意見を述べさせていただきます。1点目は、子どものニーズに合った教育を行うということです。なぜなら、教育は子どもの幸福のためにあるからです。子どもの実態は実に多様化しております。子どものウェルビーイングを考え、私達も変わっていかなければなりません。原点に返った議論

をし、子どもの実態に即した施策を、再構築してまいります。

2点目は、教職員を大切にすることです。なぜなら、子どもの最大の教育環境が教職員であるからです。この教職員が生き生きと、子どもたちに接していけるようにすることが最も大切だと考えております。そのために必要なことがあれば、躊躇せずに行っていきたいですし、よく言う、働き方改革よりも、働きやすさ改革を私どもとして目指していきたいと考えております。このような考えに基づいて教育施策を展開していきたいと思っております。また、教育委員の皆様のお考えもお聞かせいただきながら、進めてまいりたいと存じます。今後ともよろしく願いいたします。私からは以上です。

(挨拶終了)

次に、教育長職務代理者の指名について御報告をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定においては、教育長に事故があり、その職務を行うことができない場合、又は欠けた場合に、教育長の職務を代理する者を、あらかじめ教育長が委員の中から指名をすることとされております。就任にあたりまして、改めて、堤委員を教育長職務代理者に指名させていただきましたことを御報告させていただきます。改めましてよろしく願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第16号 令和5年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」から日程第7「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第5「議案第20号 東大阪市立児童文化スポーツセンタープラネタリウム機器更新等業務委託事業者選定委員委嘱及び任命の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議の後、審議することといたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第16号 令和5年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和5年度に使用する市立日新高等学校の教科用図書の採択方針を市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、採択を行うこととする旨、決定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第17号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第5条の規定に基づき、3名を委嘱するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第18号 盾津中学校区学校運営協議会委員任命の件」につきましては、令和4年度に設置いたします盾津中学校区学校運営協議会の委員について、14名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱任命期間につきましては、令和4年4月18日から令和5年4月17日まででございます。

続きまして、日程第4「議案第19号 東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、小中学校等へ外国語指導講師を派遣する事業者を選定するにあたり、選定委員会委員9名を委嘱及び任命するものでございます。なお、

委嘱任命期間につきましては、令和4年5月1日から業者選定終了日まででございます。

続きまして、日程第6「議案第21号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。任命期間につきましては、令和4年4月18日から令和5年6月30日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして日程第7「報告第3号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第3号「東大阪市学校運営協議会規則制定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、本市における学校運営協議会の組織、基本的な方針、及び、その他必要な事項を定めるため、新たに規則の制定を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第4号「東大阪市教育委員会が設置する東大阪市特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例施行規則を廃止する規則制定の件」につきましては、令和4年第1回市議会において「東大阪市教育委員会が設置する東大阪市特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例」が改正され、条例において満3歳以上の小学校就学前の子どもに係る利用者負担の規定がなくなったことにより、本市教育委員会における施行規則の廃止を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第5号「東大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、大阪府教育庁より令和4年3月30日付通知において、府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する改正内容が示されたことに伴い、本規則について、宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り及び週休日の振替について所要の改正を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第6号「東大阪市立児童文化スポーツセンタープラネタリウム機器更新等業務委託事業者選定委員会規則制定の件」につきましては、児童文化スポーツセンター

のプラネタリウム機器の更新等にあたり、事業者の選定を行う委員会の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるため、新たに規則の制定を行ったものの報告でございます。

次に、臨時代理第7号、第8号、第9号の「一部職員の人事異動の件」につきましては、令和4年3月31日及び4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議のうえ、御決定、御承認を賜われますようお願いいたします。

【古川教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第16号」から日程第7「報告第3号」までの内、日程第5「議案第20号」を除く案件につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

議案第19号の東大阪市外国語指導講師活用業務業者選定委員会委員委嘱及び任命の件ですが、GIGAスクール構想により、子どもたちに1台ずつのタブレットを使用可能とさせていただいておりますので、これまでの外国語指導講師のあり方というのは少し変わってくるのではないかと考えているのですが、そのあたりの方針、検討はいつ行われるのか教えていただけますか。

【中渚学校教育推進室長】

A L Tの業者選定の委員委嘱任命の件に関わって、英語教育のこれからの進め方ということでの御質問であるかと思えます。

【堤教育長職務代理者】

はい。

【中渕学校教育推進室長】

学習指導要領が変わり、昨年度、ギガスクールの元、新たに1人1台の端末が使用可能となった中、端末があれば、ネイティブスピーカーの話も聞けるのではないかというふうなことを承知しておるところです。一方で、ALTに関わっては、直接、人と人との関わりの中で、子どもに直接外国の人との関わり、コミュニケーションのあり方を体験させてあげたい、経験させてあげたい、その必要性があるということで、これまで取り組んでいるもので、引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

【堤教育長職務代理者】

それは学校教育推進室としての考え方でしょうか。東大阪市の大きな方針として、ALTのあり方を議論する必要があるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

【中渕学校教育推進室長】

今、申し上げましたのは、学校教育推進室として、学校現場の声なども踏まえながら、こういう必要性は感じているということでございます。

【堤教育長職務代理者】

今、人と人との関わりについておっしゃっていただいたのですが、何のために、どのような効果を目的としているのか、私たち大人の世界の会議、あるいは色んな企業の営業というようなことに関しても大きな変革が起きていると思うんです。これまでと同じような目的をもって外国語指導講師を採択するののかということは、この講師自体のありようといえますか、どの業者に委託をするのかという以前にですね、議論の必要があるかと思いますので、是非、そういう場をつくっていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

【森田教育次長】

堤教育長職務代理者が言われたように、今、教育のあり方が変わってきているということは、令和の日本型学校教育に言われているところでもありますので、新たに、子どもにとってどうなのかというふうな見直しが必要だというふうに考えておるところです。その上で、今おっしゃっていただきましたようにこの選定にあたってということでもあるんですけれども、改めてそのスケジュールを確認させていただいた上で、調整をさせていただきたいなという風に思います。

【古川教育長】

他にございますか。

【各委員】

(なしの声あり)

【古川教育長】

それでは、日程第1「議案第16号」から日程第7「報告第3号」までの内、日程第5「議案第20号」を除く案件につきまして、原案のとおり、可決及び承認することに御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第1「議案第16号」から日程第7「報告第3号」までの内、日程第5「議案第20号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり可決することと決しました。

【古川教育長】

それでは、これから審議を行う日程第5「議案第20号 東大阪市立児童文化スポーツセンタープラネタリウム機器更新等業務委託事業者選定委員委嘱及び任命の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件については、社会教育部にかかる案件ですので、両教育次長、社会教育部長、山口社会教育部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

※傍聴者退席

～非公開審議～

【古川教育長】

次に、報告をお願いします。

「令和4年第1回定例会の審議状況について」の報告をお願いします。

【西田教育政策室長】

令和4年第1回定例会の審議状況につきまして、報告をさせていただきます。令和4年第1回定例会は、令和4年3月2日から3月28日までの27日間開催され、代表個人質問は、3月9日から11日に、また、文教委員会は3月15日、16日に開催され、質疑、質問がありました。主な質疑内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず、主なもの2つということで、AIドリル導入事業につきまして、本件は、児童生徒の端末に導入しているデジタルドリルについて、より高い個別最適な学習効果を見込み、AIドリルに変更するものでございます。AIドリルは、どのような点に誤回答したのかを分析判定し、課題点を克服するための問題を繰り返し提示する機能を有しており、学習が苦手な児童生徒にも使いやすいものでありますが、使用方法を教える教員側への負担と

ならないような支援体制は整っているのか。またA Iドリルを活用しつつも、児童生徒の課題点を教員がフィードバックするなどの通常授業とのすみ分けも大事にすべきである等の質疑並びに指摘がありました。これを踏まえ進めていきたいと思いをします。

次に野外活動センター整備事業につきまして、本件は、開設より25年近くが経過し、老朽化が進んでいるため、新たに野外活動センターを整備し、利用者の増加と共に施設を活性化させるものでございます。当施設を指定管理者と共に、居心地の良い施設へと改修し、市内、市外のたくさんの方々に利用してもらえよう周知をしていくべきである。野外活動センターを利用するにあたって交通アクセスの問題については関係部局とも良く連携しつつさらなる整備が必要なのではないか等の質疑ならびに指摘がございました。この点も踏まえ進めさせていただきたいと思いをします。

文教委員会関係の主なものを御紹介をさせていただきます。このほか、市立日新高等学校の魅力を発信するための広報活動、教員不足状況を作らないための教育委員会としての取り組み、計画性をもって行うべき通学路の安全対策、地域間格差のないよう行うべき多文化共生社会推進事業の在り方について、軽度外傷性脳損傷等について子どもたちへのリスク啓発の徹底、続きまして、コミュニティスクール推進事業における地域連携の必要性、地域学校協働活動推進員が行う地域との関わり方、スクールソーシャルワーカー増員による子どもたちを取り巻く環境のさらなる改善、不登校児童生徒復帰へ向けた教育委員会としての取り組み、学校園におけるマスク着用について児童生徒への柔軟な対応、長瀬青少年センター清掃委託料の見直し、続きまして、プラネタリウム整備事業の今後の展望、社会見学等に伴うバス借上事業での学校現場への要望調査、児童生徒が充実できるような内容に改訂すべき夢TRY科テキスト、学校図書整備事業費の充実と学校司書のさらなる増員などの質疑、質問ならびに指摘がございました。審議結果は資料のとおりでございます。以上で報告を終わります。

【古川教育長】

今の件で何かございますか。

続きまして、「一部の小学校における当面の間の給食提供中止について」の報告をお願いいたします。

【北林教育次長】

一部の小学校において給食を提供できない事態となった件について説明させていただきます。今年度の給食ですが、4月12日から、小学校49校と義務教育学校の前期課程2校、計51校で給食の開始を予定しておりました。51校のうち、25校はそれぞれの学校の調理場で調理・提供し、残りの26校については、学校給食センターと楠根東・玉串の2か所の共同調理場において調理し、そこから各学校へ配送し提供する予定としておりました。

本市の給食の配送業務については、ここまで長らく御厨運送さんがその業務を担っていただきましたが、昨年、8月当該業者の会社役員が贈賄罪で罰金50万円の略式命令を受けたため、市は令和4年4月からの配送業務に関する契約を当該業者と締結できませんでした。そのため、給食配送業務を代替りの新規事業者へ委託するために、令和3年12月に入札を行い、布施運輸さんを選定し令和4年1月に契約をしております。その後、給食の開始に向け、契約履行日である、令和4年4月1日まで精力的に当該業者と協議を進めてまいりましたが、配送車両の車検証や業務従事者名簿について、提出されなかったことや、学校給食配送業務仕様書にも記載されている学校給食センターからの試走についても行われず、また学校給食法に基づいた衛生管理基準に定めている業務従事者の検便検査結果の提出についてもされなかったことから、4月6日に契約解除をしております。

その結果、4月12日から開始予定であった一部の小学校給食において、配送が不可能となり、大きな影響が出ている状況です。影響が出ている人数は児童及び教職員を含めて約12,000人で学校数は26校となっております。

4月12日から15日までの4日間は、保護者の方々にお弁当対応をお願いし、本日以降は、現時点でできる限りのものを提供する予定です。できる限りと言いますが、パンやご飯の主食と、牛乳またその他の物として、ご飯の時はふりかけや、パンの時はジャム

やチーズを、デザートとしてプリンやゼリーなどの提供を予定しております。

なお、本日18日からですが、楠根東小学校につきましては共同調理場からの距離が近いことから、調理員の手搬入で通常とおりの献立で提供をしております。

その他の給食の再開についても既に対応を始めており、今回の件を教訓に、今後安定した給食提供に向け、最大限の努力をしております。以上でございます。

【古川教育長】

この件につきまして、御意見、御質問等がございますでしょうか。

【山中委員】

今回の特異な事例において、日程管理上で何か今後活かすようなポイントはあったのでしょうか。

【北林教育次長】

委員の御指摘でございますけれども、今回、調達すべきものが車と人と2種類あったわけですが、例えば車は3月1日をもって、3月10日をもって仮に確認をしておくことをしておれば、たとえ半月でも早い段階で、契約解除の予告みたいなものができたかもしれません。ただ一方で4月12日が給食の初日でございます。4月1日から委託期間にはなっているのですが、12日の配送が、一番初めの契約の履行日ということになっておりますので、その履行日から遡ってどこまで早くに解除ができるかということも、仮に訴えられることがあった場合、そこをどういうふうに耐えていくかということも色々議論をしながら、最終的に4月6日に判断をさせていただいた、こういうことでございます。

【堤教育長職務代理者】

まず、給食の復活というのは第一使命であります。こういうことが起きたことをきっかけに、東大阪市の給食について色々検証をしてみたいかと思っております。給食は、本

当にその町のいろんな特色が出ています。子どもたちが食べることは、大切ですし、給食で栄養価を補っている子どもたちもいるというふうに聞いています。教職員、教育委員会事務局、一生懸命、日々の業務遂行されておられるのに、こういうことが起き、全国でニュースになり、はっきり申し上げて信頼度はなくしてしまっている状態であり、一旦なくした信用というのは取り返すのは大変なことだと思います。だけれども、今までの給食の方針といたしますか、概念ですね、いろんな拘束があって、いろんな規則があって、いろんな制約があるのはよくわかっています。その中でも私たちは、どうしたら、子どもたちに美味しく、栄養価があって、保護者の方が安心してもらえるような給食ができないのかという観点で、もう一度、新たに組み立てを考えていただく、その機会だと思って、取り組んでいただきたいと思います。

【秦委員】

もし可能であればですが、今回、東大阪でかなりの長きに渡って正規の給食を提供できていません。どうしても児童によっては給食を食べるといふ部分が非常に大事な機会になっているという話を聞かせていただいています。今後、東大阪市だけではなく、他の自治体でも同じような事態が起こり得る可能性があるかもしれません。そこでそういうときに、他の自治体と包括的な何かを作り、こちらの自治体がもし駄目だったら、他から少し融通していただけるような仕組みを大阪府内近隣の自治体だけでも見直しをしていただければ給食を食べれないという機会を少しでも無くして短くできるのではないかと思います。もちろん衛生上、配送上の都合というのはあると思うのですが、調理や配送の方々がコロナや病気等で出勤ができないときや、震災の時などを含めて、こういうような対応を考えていただくことが可能であれば、頭の片隅に置いていただければと思います。

【北林教育次長】

今の御提案に対して、配送に関しては、結果として、委託事業者と契約を解除してしまっているのですが、調理の事業者については、Aという調理の事業者が、例えば調理でき

ないというときに、バックアップでBの調理の事業者がそこへ入って調理をしていただくという契約を市とあわせて三角関係で、契約書を結んでいるということがございます。ですので委託事業者が調理できないときに次の事業者が代わりにやってくれるというバックアップはしていたのですが、配送のバックアップということまで、頭が回っていなかったということは今回の反省点でございます。その中で申しますと、配送と調理を分けているということに関しても、我々、今後どうしていくべきかといったこともきちんと考えていきながら、発注の仕方みたいなものも考えていきたいと思っています。あと一方で、例えば八尾市とか大東市とか、大阪市とか、そういう近隣から給食を提供していただくのは可能であろうかという御質問だと思います。東大阪市で申しますと、来週の食材の発注を、実は前週の火曜日、この学校で、例えば1,000食分、800食分ということで、発注をしております。その中で、食材のフードロスの観点から、なかなか今シビアな発注をしておるといところで、例えば近隣市にお願いして1.2倍発注をしていただいて、取りに来るならどうぞみたいなことがひょっとしたらあるのかもしれませんが、その辺りもいろいろ他市の事例を研究検討していくようにいたします。

【山中委員】

秦委員の話聞いて私も良いなと思いました。バックアップ、企業でもBCP、ビジネス・コンティニュイティ・プランというところがあって、おっしゃられたように配送業者についても、ぜひ何かあった時に融通ができるように、今後検討されるという話もされていたのですが、ぜひ一つの案としてやられてはどうかと感じました。

【北林教育次長】

給食センターの配送台数は13台というふうに想定しておりまして、2トントラックを13台、その13台のAという業者が配送ができなくなったので、例えば、先程、秦委員がおっしゃったように、コロナで人が代われれば、ハードはそのままということであれば、それは可能なかもしれませんが、13台を違う業者にバックアップしてもらってという

ことでいうと、トラックを遊ばせておくというのはしんどいのではないかと考えます。ただ、人の代わりに何かやっていただけるであるとか、調理と配送が一体であれば、調理部門から配送部門へ人をまわしてもらえないかといったような工夫というのは考えていく必要があるのかなというふうに思います。

【古川教育長】

その他、この件に関して他にございませんか。

続きまして、感謝状の贈呈及び後援名義の承認について報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

教育政策室 1 件

施設整備室 5 件

・後援名義

教育政策室 1 件

学校教育推進室 3 件

教育センター 1 件

社会教育課 1 件

【古川教育長】

この件につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

年度初めでございますし、「その他・自由発言」として、この際何か教育委員の皆様から最近の所感やご意見、御質問等ございますでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

G I G A スクール構想でタブレットを持つようになって、I T 教育、子どもたちへの教

育が重要になりますが、家庭でのスマートフォンの適切な使い方や影響についてはいかがですか。

【森田教育次長】

デジタルを使う中での影響について、長時間の使用や、目への負担などの課題もあるのではないかとということで、研究をしている市町村もあると聞いています。タブレットをどのように活用していくのが良いのかということや、家庭でのタブレットやスマートフォンの活用状況について研究をしていくことも必要ではないのかということも思っております。また、情報モラルということでモラル教育を進めていけるようにソフトを入れて進めておりますが、なんでもいけないというリテラシーであれば、子どもたちが自ら考えて、判断して、行動する力がつかないということで、許される失敗を子どもたちがすることを一定受け止めつつ、社会で必要な力をつけていく必要があるという意味では、デジタルシチズンシップということで、より良い活用をしていけるよう進めておるところです。

【山中委員】

デジタルネイティブとなる学生がこれからどんどん出てくるなか、会社の年齢の上の方、御両親についても同じように教育をしていく必要があるのかなと思っています。

【古川教育長】

メディアリテラシーについては、保護者に一定情報提供はされていますか。

【森田教育次長】

デジタルの活用にあたっては様々な課題があります。フェイクニュースなどもそうですし、生徒指導という観点からもそうですけれども、子どもたちに対しての啓発は元より、家庭への情報発信についても各学校で工夫をして行っているところです。色々な機会を通じて、GIGAスクールの理解をいただきながら、発信や共有を進めていけたらと考えて

います。

【古川教育長】

他にございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【古川教育長】

最後に、私の方から、最近子どもに関する事故等が起こっており、校園長が集った教育施策連絡会におきましても、市役所の担当のセクションから会場に来ていただき、交通事故等の注意喚起を行わせていただいたところでございます。私どもとしても引き続き注意喚起を行い、子どもたちの事故等がないようにできることをやっていきたいと思っています。他に自由発言等ないようでしたら、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和4年5月16日（月曜日）午後2時より開会する予定にしております。

【古川教育長】

それでは、これもちまして東大阪市教育委員会令和4年4月定例会を閉会いたします。
委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	古川 聖登
東大阪市教育委員会委員	山中 雅仁